

重要事項説明書

令和6年6月1日改定

事業所の概要

事業所名	さとう記念病院訪問看護ステーション		
所在地	岡山県勝田郡勝央町黒土45番地		
事業所番号	3363690003	指定年月日	平成12年4月1日
管理者	岡本 洋美		
連絡先（電話・FAX）	（電話）0868-38-6688 （Fax）0868-38-6693		

1 事業の目的と運営方針

・目的

訪問看護ステーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者及びかかりつけの医師が必要と認めた場合に、介護保険法令及び医療保険法令の趣旨にしたがって、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、看護師等が訪問して訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスを提供し、日常生活動作能力の維持回復を図る事を目的とします。理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置づけのものであり、看護職員による定期的介入により、理学療法士等との連携を充実させます。

・運営方針

訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連係に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとし、そのサービスの提供にあたっては懇切丁寧を旨とし実施します。

2 サービスの提供方法、内容（下記のうち訪問看護計画に基づきサービスをご提供いたします。）

- ① 健康に関する相談（病状・障害の観察）
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持・食事及び排泄等の日常生活の世話
- ③ 褥瘡の予防・処置
- ④ リハビリテーション

要支援の方に対する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問看護については、通所リハのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合、
利用期間は最長12か月

- ⑤ ターミナルケア、認知症患者の看護
- ⑥ 療養生活や介護の指導
- ⑦ カテーテル等の交換・管理
- ⑧ その他医師の指示による医療措置

3 サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、所定のサービス提供記録書等の書面に実施状況等の必要事項を記載します。
- (2) サービス提供記録書等の記録を利用終了の日から5年間はこれを適正に保管し、ご利用者の求めに応じて閲覧に応じ、または実費負担によりその写しを交付します。

4 職員体制

職 種	員数	職務内容	備考
管理者	1 (兼務)	事業所の管理・指導	看護師
看護師	2.5以上 (常勤換算)	訪問看護の提供	
理学療法士又は 作業療法士等	必要数	訪問看護 (リハビリ) の 提供	
事務	1 (兼務)	必要な事務	

5 通常のサービス提供地域

- ・勝田郡、美作市、津山市 (旧津山市、旧勝北町地区)、美咲町 (旧柵原町地区)
(提供地域外につきましては、相談に応じます。)

6 営業日・営業時間

- ・原則として、月曜日から土曜日の 8:30~17:30
- ・ただし、日曜日、祝祭日12/31~1/3を除く

7 利用料等

- (1) 利用料等は、下記のとおりです。利用者負担金は、原則として介護保険、医療保険の給付対象となる項目については利用者それぞれの利用負担額、対象外の項目については全額となります。なおこの金額は関係法令に基づいて定められており、サービス期間中にこれが変更になった場合は、関連法令に従って改定後の金額が適用されます。なお、介護保険負担割合については、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に準じます。
- (2) 利用者負担金は、サービス提供の翌月10日頃までに請求書及び明細書をお渡しします。
- (3) 料金表は別紙 (添付) をご確認ください。

8 お支払い方法

- ・中国銀行、津山信用金庫、郵便局、JA晴れの国岡山の口座より引き落としさせていただきます。原則として口座引き落としですが、窓口現金支払いも可能です。

9 緊急時の対応方法

- ・訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービス提供中に利用者の心身の状態が急変した場合には、利用者及び代理人が指定する者に対して緊急に連絡すると共に、主治医に連絡をとり、必要な措置を講じます。
- ・緊急に当ステーションとの連絡の必要が生じた場合の連絡先は、次のとおりです。
- ・電話番号 0868-38-6688 Fax 0868-38-6693

10 事故発生時の対応

訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族・当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

11 個人情報の保護

当ステーションは個人情報保護法ならびに厚生労働省ガイドラインを遵守し、利用者様ならび当ステーションと関係あるすべての個人情報の適正な取り扱いに努めます。

12 苦情処理に対する措置の概要

(1) 事業所窓口

- 苦情受け付け窓口（担当者） 管理者 岡本 洋美
- 苦情対応日・対応時間 月曜日～土曜日、8：30～17：30
（祝日、12/31～1/3を除く）
- 意見箱を設置しております。
- 常設の窓口や担当者を設置し、円滑、迅速な苦情処理の体制を整えております。
運営母体である医療法人さとう記念病院とも連携し、適切な対応を図ります。
- 電話番号 0868-38-6688 内線（148） Fax 0868-38-6693

(2) 公的機関窓口

各介護保険担当へ	岡山県国民健康保険団体連合会	086-223-8811
	勝央町（健康福祉部）	0868-38-7102
	津山市（高齢介護課）	0868-32-2070
	美作市（高齢者福祉課）	0868-72-7701
	美咲町（健康福祉課）	0868-66-1115
	奈義町（健康福祉課）	0868-36-6700

13 衛生管理等について

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 当ステーションの設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 当ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

14 虐待の防止について

当ステーションは、利用者等の人権の擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。 管理者 岡本 洋美
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 従業者に対して虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当ステーション従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15 身体拘束等について

- (1) 当ステーションは、サービスの提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。
- (2) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合であっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

16 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 第三者評価の実施状況

- ・実施なし

18 利用の解除・終了

（利用者からの解除）

利用者もしくは代理人は、当ステーションに対し、利用解除の意思表示をすることにより利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本約款に基づく訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービス利用を解除・終了することができます。

なおこの場合、利用者及び代理人は速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

（当施設からの解除）

当ステーションは、利用者及び代理人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービス利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合。
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、適切な訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスを提供できないと判断された場合。
- ④ 利用者が、当ステーション、当ステーションの職員に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑤ 利用者やその家族から暴言、暴力、ハラスメント等の行為が職員にあった場合。
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当ステーションが業務を遂行することができない場合。

19 その他

この説明書に記載されていない事項は、介護保険法令、健康保険法令その他諸法令の定めるところにより、利用者及び代理人、扶養者と当ステーションが誠意をもって協議し、双方の同意のもとに定めるところとします。

以上